

学校いじめ防止基本方針

荒川区立第一中学校

【いじめ防止対策推進法】に基づく「いじめ」の定義

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

荒川区立第一中学校いじめ防止基本方針

- 教職員の鋭敏な感覚によるいじめの認知・指導力の向上・組織的対応を図る。
- 生徒からの声を確実に受け止め、相談しやすい環境の中で被害の生徒を守り通す。
- 周囲の生徒に働きかけ、いじめを見て見ぬふりしない学校づくりに努める。
- すべての関係者と共に取り組めるよう、保護者・地域・関係機関との連携を図る。

I いじめ問題に関する基本的な考え方

いじめは、どの学校でもどの生徒にも起こり得るとの認識の下、学校は、日常的に未然防止に取り組むとともに、いじめの早期発見に努め、いじめがあることが確認された場合には、適切かつ迅速に組織的に対応し、解決する必要がある。

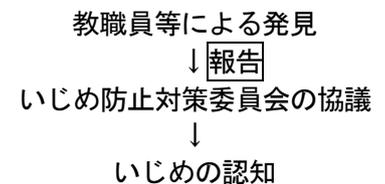
そのために本校では、いじめを生まない、許さない学校づくりといじめの早期発見のため、「いじめ防止対策推進法」を踏まえ、次の基本的な考え方を念頭に、いじめ防止対策を推進する。

1 教職員の鋭敏な感覚によるいじめの認知

「いじめ」の定義を全教職員が理解し、いじめ問題に適切に対応する。個々の教員のいじめ問題への鋭敏な感覚により、いじめを学校として確実に認知することで、軽微ないじめをも見逃さずに、これを的確に認知していく。

<いじめの定義>

- 1 行為をした者(A)も行為の対象となった者(B)も児童・生徒であること
- 2 AとBの間に一定の人間関係があること
- 3 Aの行為がBに対して心理的または物理的な影響を与えていること
- 4 当該行為の対象となったBが心身の苦痛を感じていること



2 教員一人で抱え込まず、学校が一丸となった取り組み

教員が気付いた生徒の気になる様子やトラブルについて、特定の教職員による対応にとどまらずに、組織的にその状況を確認し、適切な役割分担により、教員が一人で抱え込むことのない対応を実現する。

3 生徒からの声を確実に受け止め、相談しやすい環境の中で、いじめから生徒を守る

日常から学級担任とのやりとり帳（わすれないぞう）、長期休業明けの生徒の生活実態に関するアンケートやふれあい月間のアンケート、日常的な学級担任・教科担任・部活動顧問とのコミュニケーション、校長講話やDVD教材を活用した学級指導、相談窓口の配布等によりSOSを出しやすい環境を構築する。被害生徒からの情報やいじめの兆候を確実に受け止め、安心して学校生活を送ることができるようにするため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を含む全ての教職員が、いつでも相談に応じる体制を整備する。そのために、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの存在と役割、相談できる存在であることを全校生徒に周知し、生徒が信頼して相談できる関係を築いていく。

生徒がいじめについて知っていながらも、「誰かに相談しにくい」などの不安を抱えていることを直視し、勇気をもって教員等に相談した生徒を守るとともに、「いじめを見て見ぬふりしない」周囲の生徒の発信や相談を促すための主体的な取組を支援する。

4 生徒たち自身がいじめについて考え行動できるようにする

いじめに関する授業を年3回以上計画・実施し、全教育活動を通して、いじめについて深く考え理解するための取組を充実させる。

全教育活動において、生徒同士が話し合い、合意形成や意思決定を行う場面を設定する。

また、言葉の暴力やいじめ撲滅に向けた生徒会等による主体的な取り組みの活性化を支援する。

5 すべての関係者と共に取り組めるよう、保護者・地域・関係機関との連携を図る。

日常から、全ての保護者に対して、「いじめ」の定義を踏まえ、いじめはどの学校のどの生徒にも起こり得る問題であることを説明する、「学校いじめ防止基本方針」の内容を分かりやすく伝える等、学校と保護者が一体となっていじめ防止に取り組む。いじめ問題を解決するには、学校は、被害及び加害の生徒双方の保護者による十分な理解と協力を得ながら対応していく。

また、いじめ発生の背景が複雑化・多様化する中、学校がいじめ問題を迅速かつ的確に解決できるようにするため、保護者や地域、関係機関との連携、適切な役割分担が必要である。

ホームページ、保護者会や道徳地区公開講座等で、「学校いじめ防止基本方針」の内容を伝え、保護者会等を活用した情報の共有や地域人材との連携による子どもの見守りを実施していく。

いじめが犯罪行為に該当することが疑われるような重大性が高い事案へは、警察と連携した対応とり、被害生徒の安全確保、加害生徒の更生を図る。また、医療機関、福祉機関等と連携した対応を実施する。

II 4つの段階に応じた具体的な取り組み

学校は、荒川区教育委員会等と連携して、「未然防止」、「早期発見」、「早期対応」及び「重大事態への対処」の4つ段階に応じて、いじめの防止等に向けた効果的な対策を講じていく。

1 未然防止～いじめを生まない、許さない学校づくり～

(1) 教員の指導力向上と組織的対応

① 「いじめ防止等対策委員会」を設置する。

ア 構成員

- ・対策委員会・・・管理職、教務主任、生活指導主任、学年主任、進路指導主任、養護教諭

イ 役割

- ・いじめ防止基本方針の策定及び変更
- ・いじめ防止に対する具体的なマニュアルの作成
- ・いじめ防止のための年間指導計画の作成と実施
- ・生徒や保護者アンケートの作成、実施、分析
- ・学校評議員や保護司等を交えた会議の開催
- ・特別支援教育コーディネーターやスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、特別支援教育支援員及び補助員と連携した教育相談体制の構築
- ・いじめやいじめの疑いのある事例について、対応方針や役割分担の協議

ウ 開催のタイミング

- ・定例会：毎週火曜日3時間目
- ・臨時会：教員等からの情報が入った時

② いじめに関する校内研修の実施により、いじめ防止等に関する職責の資質向上を図る。

- ・いじめの定義の理解、いじめの重大事態の定義の理解、いじめの認知についての理解、いじめの未然防止・早期対応に関する研修を年に3回実施し、日常の指導に生かす

(2) いじめを防止し、いじめを見て見ぬふりをしないための取組

- ① 人権教育及び道徳教育の充実により、規範意識、自他の存在を認め合い尊重し合える態度を養う。また、生徒が異なる意見や考えを基に様々な解決の方法を模索したり、折り合いを付けたりする場面を日常的に設定し、多様性や互いのよさを認め合える態度を育成し、自尊感情、自己肯定感をもたせることで、いじめに向かわない態度・能力を育む。
- ② いじめに関する授業の中で、生徒自身が主体的に考え、生徒に「いじめは絶対許されない行為」であることの指導を徹底する。いかなる場合もいじめを行う方法で対処してはならないこと、同じ言葉でも人により感じ方が異なること、相手が心身の苦痛を感じる行為は「いじめ」にあたることを理解させる。その防止のための行動を促すことで、「いじめは絶対に許されない」という意識を醸成する。
- ③ あらかわ SNS ルールに基づいて、SNSでは相手の表情が読み取れないため、安易に書き込んだ内容が、友情を壊したりいじめにつながったりすること、SNSにプライバシー情報を書き込むと不特定に拡散し、一度広がってしまうと自分たちの力では対処できない事態になること等の指導を徹底する。
- ④ 保護者会、学校だより、ホームページ等で学校での取組を発信するとともに、家庭訪問や三者面談、地域での懇談会などで保護者や地域住民・関係諸機関との連携・協力を深めることで、いじめ防止のための家庭・地域との信頼関係を築く。特に、インターネット環境でのいじめについては、保護者への啓発と連携・協力を図る。

2 早期発見 ～いじめを初期段階で「見える化」できる学校づくり～

(1) 生徒の日常生活からいじめの兆候を素早く察知する。

- ① ふれあい月間における取組とともに、学校生活調査等を実施する。
- ② 定期的な個人面談を実施することで生徒の状況を把握、教職員間で情報共有を図る。面談手法や対応についてはスクールカウンセラーに協力を要請する。
- ③ ハイパーQ-Uを6月、Q-Uを11月に実施し、生徒一人一人が感じたり、思ったりしていることを理解し、いじめを受けている可能性の生徒を早期に発見し、対応する。
- ④ 年度当初にスクールカウンセラーによる1年生の全員面接を行い、生徒が躊躇せず相談できる環境をつくる。
- ⑤ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーより教育相談部会や面談報告書等を通し、情報収集し、全校体制での校内巡回などを行い、複層的視点から生徒の変化を早期に発見し、未然防止に努めるとともに、学校全体で生徒を見守っている姿勢を示す。
- ⑥ 生徒の気になる様子を把握した場合に、小さな事例でも、「いじめ防止等対策委員会」へ報告し、電子データや紙媒体によるファイリング等、組織的に情報共有を行う。

(2) 被害生徒、関係生徒からのいじめ情報の収集

- ① 年3回の「ふれあい月間」に取り組むとともに、年1回の東京都教育委員会の「いじめ実態調査」により、いじめ等の実態把握に努める。
- ② 東京都教育委員会の「いじめ防止カード」を活用するとともに、東京都教育委員会の「東京都いじめ相談ホットライン」等を周知することで、生徒自身が早期発見につながる行動が主体的にとれるよう支援する。

(3) いじめ防止等対策委員会によるいじめの確実な発見

- ① いじめの事案について、生徒の事態や指導の経過等の情報の電子ファイルによる情報共有を行うとともに、企画委員会、職員会議等を活用し、情報の校内共有を図る。
- ② 保健室、相談室の利用状況や、「いじめ発見のチェックシート」を用いた状況観察等に基づき、いじめ防止等対策委員会による集約・分析を行う。

(4) 保護者・地域との連携

- ① 保護者会の積極的な活用や、学校だよりやホームページによる周知により、いじめに対する学校の取組姿勢への理解を図る。
- ② 個別の保護者相談の機会の設定やスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーへの紹介等、保護者が相談しやすい環境づくりに努める。

3 早期対応 ～いじめを解消し、安心して生活できるようにする学校づくり～

(1) いじめ防止等対策委員会を核とした対応

- ① いじめ防止等対策委員会が招集し、緊急いじめ対策会議を開催、情報の共有を図るとともに、対応方針の策定、役割分担の明確化、支援計画の作成・実施を行う。
- ② いじめ防止等対策委員会は、必要に応じて、外部機関との連携を図る。
- ③ 人権に配慮しながら事実関係を正確に把握し、指導の経過等を定められた様式の電子ファイルに入れ、校内で共有できるよう正確な記録作成を行う。

(2) 被害生徒・加害生徒・関係生徒への取組

① 被害生徒への取組

- ア 被害生徒の安全確保のため、全教職員でサポートチームを編成し、登下校や学校生活の見守りを行う。
- イ 心的ストレスを軽減するため、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーと連携し、保護者を含めたメンタルケア等を行う。
- ウ 緊急避難として欠席した場合は、学習支援プログラムの作成などを行う。

② 加害生徒への取組

- ア 事実確認と加害生徒の特定に基づき、いじめ防止等対策委員会が中心となり、いじめをやめさせるとともに、再発防止のための組織的・継続的な観察と指導を行う。状況に応じて、スクールカウンセラーを活用し指導の充実を図る。
- イ 加害生徒の保護者に対して、指導経過の報告をするとともに、必要に応じていじめをやめさせるよう指導を行うなど連携を図るとともに、自分の子どもの指導に悩む場合にはスクールカウンセラー等と連携するなど、支援を行う。

③ 関係生徒への取組

- ア いじめを伝えた生徒が、その後も日常の学校生活を送ることができるよう、保護者やスクールカウンセラー等とも連携しながら、安全確保に努める。

(3) 保護者への対応方針の伝達

① 双方の保護者への取組

「学校いじめ防止基本方針」の趣旨を丁寧に説明する。

② 被害生徒の保護者への取組

生徒の安全確保、生徒・保護者の心理的ストレスや不安の解消について説明し、学校生活や登下校の見守りを全教職員のサポートチームで行うことや必要に応じて学習支援プログラムの作成・実施を行うことを説明する。

③ 加害生徒の保護者への取組

いじめ行為を行う背景を踏まえた指導、家庭での指導の依頼、その後も安心して学校生活を送ることができるよう保護者と連携すること、必要に応じてスクールカウンセラー等を活用し、保護者の支援にあたることを説明する。

(4) 区教育委員会・関係機関との連携

- ① 荒川区教育委員会に事実関係を速やかに報告し、情報を共有する。状況に応じてスクールカウンセラーや指導主事の派遣を要請するなど、被害の深刻化防止の対応を行う。
- ② 犯罪行為や児童虐待が疑われる場合には、学校サポートチームを通じて、警察や児童相談所と情報共有を行いながら、対応を協議する。

(5) 保護者・地域との連携

- ① 荒川区教育委員会との連携協力の下、速やかにいじめ対策保護者会を開催、事実に基づいた状況や学校の対応等の説明を行う。
- ② I S C（一中サポートクラブ）運営スタッフ等に適切な情報提供を行うとともに、必要に応じて校内巡回等の協力を依頼するなど、I S Cとの連携を図る。
- ③ 生徒の安全安心を高めるために、民生・児童委員等の地域人材と連携し、登下校時等の地域での見守り、巡回を依頼する。

4 重大事態へ対処 ～問題を明らかにし、いじめを繰り返さない学校づくり～

【いじめ防止対策推進法】に規定されている「重大事態」の定義

(1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

(2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いのあるとき。

(1) 被害生徒の保護・ケア

- ① 被害生徒の自殺などの最悪のケースを回避するため、校内においては、複数教員を配置するなどして間断なく見守れる体制を構築するとともに、一日2回情報を共有する。帰宅後も、保護者と連絡をとり様子を確認するなど、状況把握に努める。
- ② スクールカウンセラーによる生徒や保護者のメンタルケアや、スクールソーシャルワーカーによる家庭訪問などにより、保護者と連携しながら、被害生徒とその家庭を支援する。
- ③ いじめが原因で不登校になっている生徒の状況に応じて、適応指導教室や別室登校などへの緊急避難処置を実施する。

(2) 加害生徒への働きかけ

- ① 被害生徒が安心して学習できる環境の確保のため、加害生徒の別室での学習等の措置を講じる。
- ② 被害生徒を犯罪行為から守る、周囲の生徒への被害拡大を防止する等の場合には、速やかに警察へ相談、通報を行う。
- ③ 指導による改善が図られない、被害生徒や周囲の生徒の学習に弊害がある場合には、校長による訓告（区教委の立ち会いのもとでの、加害生徒及び保護者への厳重注意）等の懲戒を実施する。
- ④ 加害生徒の背景として過去の心の傷が原因となっている場合や保護者が子育てに悩みを抱えている場合等があることから、スクールカウンセラーを活用するなどして、加害生徒や保護者のメンタルケアを行う。

(3) 区教育委員会・関係機関との連携

- ① 荒川区教育委員会に速やかに報告し、派遣された指導主事と共に対応する。場合に応じて、東京都教育委員会に臨床心理士等の派遣を要請する。
- ② いじめの原因に虐待や精神疾患等が疑われる場合は、児童相談所等に通報する。
- ③ 法的な観点から問題の有無の確認等のため、東京都教育相談センターの「いじめ等の問題解決支援チーム」を積極的に活用する。

(4) 保護者・地域との連携

- ① 荒川区教育委員会との連携・協力の下、速やかにいじめ対策緊急保護者会を開催、事実に基づいた状況や学校の対応等の説明を行う。
- ② I S C（一中サポートクラブ）運営スタッフ等に適切な情報提供を行うとともに、必要に応じて校内巡回等の協力を依頼するなど、I S Cとの連携を図る。
- ③ 生徒の安全安心のため、民生・児童委員等の地域人材と連携し、登下校時等の地域での見守り、巡回を依頼する。

5 その他

①学校評価において、適正に取組を評価する。

生徒・保護者からのアンケート調査、教職員の評価を行い、その結果を学校便り等に公表し、次年度の取組の改善に生かす。そのために、学校評価アンケートの「13. 教育相談」でいじめ防止等の項目を活用する。

②基本方針は適切に改訂を行うものとする。

この基本方針は本校の実態に応じて、「いじめ防止等対策委員会」において点検・見直しをすすめ、適切に改訂を行う。

「いじめ防止等対策委員会」を核とした対応

